

高齢者肺炎球菌予防接種を実施しています

肺炎球菌とは、肺炎、気管支炎、髄膜炎などを起こす細菌の一つで93種類あります。その内、町では高齢者が肺炎を起こしやすい23種類に対して有効な予防接種を次のとおり実施していますので、希望される方はお申込みください。

■ 定期予防接種

- ① 65歳の町民の方
(過去に肺炎球菌予防接種を受けた方を除く)
- ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある町民の方
(身体障害者手帳1種1級程度)

■ 任意予防接種

65歳以上で過去5年間に肺炎球菌予防接種を受けていない町民の方

■ 定期予防接種と任意予防接種の違いは？

定期接種は予防接種法に基づき自治体が行う予防接種で、任意接種は本人の判断で受ける予防接種です。副反応によって健康障害が生じた場合、任意接種での健康障害への補償額は、定期接種時の約2分の1程度となります。

■ 接種内容

成人用肺炎球菌ワクチン
(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)
皮下または筋肉内注射 1回

■ 接種できる医療機関

道立羽幌病院、天売診療所、焼尻診療所

■ 申込方法

予防接種を希望する医療機関に直接、お申込みください

■ 費用

自己負担額 3,000円
(定期予防接種・任意予防接種どちらも)

※ 今までに町から予防接種の助成を受けたことがある方は全額自己負担となるため費用が異なりますので病院に直接確認してください

※ 町外の医療機関で接種する場合は全額自己負担となります

■ ワクチン接種後の副反応

接種後に注射部位の腫脹、疼痛、筋肉痛、発熱がみられることがあります。通常は数日で消失します。また、過去5年以内に接種したことがある人では、再接種により注射部位の疼痛や硬結等の副反応が通常より強くでることがあります。再接種を行う場合は、前回接種から5年以上の間隔を確保して接種を行う必要があります。

➡お問合せ すこやか健康センター内
健康支援課保健係 ☎ 62-6020

第十二回特別弔慰金が支給されます

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

■ 対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日時点において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者の子

(3) 戦没者等の ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります

(4) (1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※ 戦没者等の死亡時まで引き続き、1年以上の生計関係を有していた方に限ります

■ 支給額 額面275,000円(年55,000円で5年償還)

■ 請求期限 令和10年3月31日まで

➡請求先・お問合せ 福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004(課直通)